

筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会について新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
4 座長・副座長は <u>全学学群生代表者会議</u> （以下「全代会」という。）に代議員として出席する。	4 座長・副座長は <u>全学学類・専門学群代表者会議</u> （以下「全代会」という。）に代議員として出席する。
(略)	(略)
2 5 座長・副座長の選挙は授業開始日より數えて <u>2 1 日以内</u> に行い、これを選出する。	2 5 座長・副座長の選挙は授業開始日より數えて <u>1 4 日以内</u> に行い、これを選出する。
(略)	(略)
4 3 (1) (略) (2) <u>学生担当副学長</u> （以下「担当副学長」という。）が全代会の運営に関し、相当の理由を明示して監察役に信任投票の実施を指示した場合。	4 3 以下の場合、監察役は10日以内に全代会の信任投票を行う。 (1) (略) (2) <u>学生生活担当副学長</u> （以下「担当副学長」という。）が全代会の運営に関し、相当の理由を明示して監察役に信任投票の実施を指示した場合。
(略)	(略)
4 6 辞任が承認されないときは、当該学類、体育専門学群及び芸術専門学群 <u>ならびに総合学域群</u> （以下「学類等」という。）のクラス代表はすべて解任される。	4 6 辞任が承認されないときは、当該学類、体育専門学群及び芸術専門学群（以下「学類等」という。）のクラス代表はすべて解任される。
(略)	(略)
5 6 学生が <u>学類等クラス連絡会</u> の開催を希望する場合は、クラス代表者会議の議長から、あらかじめ学類長等が教員のうちから指名する世話人に、議題及び日程を明示して申し出るものとし、その協議が整ったときは学長決定第29	5 6 学生が <u>学類・専門学群クラス連絡会</u> の開催を希望する場合は、クラス代表者会議の議長から、あらかじめ学類長等が教員のうちから指名する世話人に、議題及び日程を明示して申し出るものとし、その協議が整ったときは学長決定

項により開催される。	第29項により開催される。
(略)	(略)
(関連する会議の運営)	(関連する会議の運営)
71 他の会議における議事運営は、 <u>第58項</u> から <u>第68項</u> の全代会の規定に準じて行う。	71 他の会議における議事運営は、 <u>第55項</u> から <u>第67項</u> の全代会の規定に準じて行う。
(略)	(略)
77 常任委員会は、全代会の構成員及び必要に応じ <u>全代会の構成員</u> が推薦し、全代会の議長が任命した者をもって構成する。	77 常任委員会は、全代会の構成員及び必要に応じ <u>当該クラス代表者会議</u> が推薦し、全代会の議長が任命した者をもって構成する。
(略)	(略)
附記	(新設)
この決定は、令和3年4月1日から実施する。	